岐阜県公報
第六百二十二号
令和七年九月十六日（火曜日）
毎週（火曜日・金曜日）発行（休日に当たるときは翌日）
令和七年九月十六日

目次

規則

○岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則（出納管理課）四〇九ページ

人事委員会規則

○岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事委員会）四一〇
○岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（同）四一〇

規則

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月十六日

岐阜県知事　江崎禎英

岐阜県規則第七十三号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表畜産研究所の部畜産研究所酪農研究部の項下欄の欄中「畜産研究所酪農研究部」の下に「における法第百七十条第二項第一号及び第五号（現金の記録管理に限る。）に掲げる事務並びに同部」を加え、同表警察本部総務室会計課の部運転免許課の項中「除く。）」の下に「における法第百七十条第二項第一号及び第五号（現金の記録管理に限る。）に掲げる事務並びに同課（同試験場を除く。）」を加え、同部高速道路交通警察隊の項下欄の欄中「高速道路交通警察隊」の下に「における法第百七十条第二項第一号及び第五号（現金の記録管理に限る。）に掲げる事務並びに同隊」を加え、同表に次のように加える。

恵那警察署	岩村警部交番	岩村警部交番における法第百七十条第二項第一号及び第五号（現金の記録管理に限る。）に掲げる事務に関すること。
下呂警察署	金山警部交番	金山警部交番における法第百七十条第二項第一号及び第五号（現金の記録管理に限る。）に掲げる事務に関すること。

飛騨警察署	神岡警部交番	神岡警部交番における法第百七十条第二項第一号及び第五号（現金の記録管理に限る。）に掲げる事務に関すること。

別表第一上欄中「、県民生活課」の下に「、岐阜地域環境室」を加え、同表県民生活課の項の次に次のように加える。

岐阜地域環境室	廃棄物対策係に属する上席の職員

附　則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月十六日

岐阜県人事委員会
委員長　栗　山　　知

岐阜県人事委員会規則第二十三号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第七十六条の二第二項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第七十六条の三第二項中「介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（」を削り、「による」の下に「同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する」を、「ある日」の下に「の介護時間」を加え、「、当該」を「、一日につき」に、「時間）」を「時間」に改める。

第八十二条の次に次の一条を加える。

（三歳に満たない子を養育する職員に対して措置を講じなければならない期間）

第八十二条の二　条例第四十八条の二第二項の人事委員会規則で定める期間は、三歳に満たない子を養育する職員の子が一歳十一箇月に達する日の翌々日から二歳十一箇月に達する日の翌日までの一年間とする。

附　則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月十六日

岐阜県人事委員会
委員長　栗　山　　知

岐阜県人事委員会規則第二十四号

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成四年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十二条に次のただし書を加える。

ただし、第一号及び第三号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の一週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあっては、延長された期間の末日）が、引き続いて承認される育児短時間勤務の一週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあっては、当該書面に代わる文書の交付その他適当な方法をもって当該書面の交付に替えることができる。

第十四条の二中「非常勤職員であって、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある」を削る。

第十五条の見出し中「請求手続」を「請求、申出及び変更の手続」に改め、同条第一項中「部分休業の承認を受け」を「法第十九条第一項の規定による承認の請求、同条第二項の規定による申出及び同条第三項の規定による変更をし」に、「部分休業承認請求書」を「部分休業簿」に改め、同条第三項中「第一項」を「法第十九条第一項の規定による承認」に、「前項の」を「第二項の規定による」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　任命権者は、法第十九条第三項の規定による変更について、同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該変更をしなければ条例第二十六条の五に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該変更をしようとする職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

別記第五号様式を次のように改める。

第５号様式（第15条関係）

（第１面）

部 分 休 業 簿

申出対象期間	年度

所属	氏名

	氏名	続柄等	生年月日
1 請求に係る子			年　月　日

	申出月日	申出の内容 （①又は②を記入）	※申出の内容（変更後の内容も共通）
2 申出	月　日		①1日につき2時間を超えない範囲内 ②1年につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内

	変更月日	変更後の内容 （①又は②を記入）	変更が必要な事情	特別の事情の有無 （有又は無を記入）	所属長決裁
3 変更（第1回目）	月　日				

	変更月日	変更後の内容 （①又は②を記入）	変更が必要な事情	特別の事情の有無 （有又は無を記入）	所属長決裁
3 変更（第2回目）	月　日				

4 備 考	

（注）

1　申出、変更又は請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類としては例えば以下が挙げられる。
医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等（写しでも可）

2　第１号部分休業の承認の請求の場合は第２面、第２号部分休業の承認の請求の場合は第４面を用いること。

3　第１号部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第３面に記入すること。

第１号部分休業の承認の請求の場合

（第2面）

年度

整理番号	※部分休業の承認の請求をする期間			※請求月日	※請求者の確認	承認の可否	所属長決裁	出勤簿整理	備考
	月日	毎日／曜日等	時間						
1	月　日　から　月　日　まで		時　分　から　時　分　まで	月　日					
2	月　日　から　月　日　まで		時　分　から　時　分　まで	月　日					
3	月　日　から　月　日　まで		時　分　から　時　分　まで	月　日					
4	月　日　から　月　日　まで		時　分　から　時　分　まで	月　日					
5	月　日　から　月　日　まで		時　分　から　時　分　まで	月　日					
6	月　日　から　月　日　まで		時　分　から　時　分　まで	月　日					
7	月　日　から　月　日　まで		時　分　から　時　分　まで	月　日					
8	月　日　から　月　日　まで		時　分　から　時　分　まで	月　日					
9	月　日　から　月　日　まで		時　分　から　時　分　まで	月　日					
10	月　日　から　月　日　まで		時　分　から　時　分　まで	月　日					

（※印の欄は職員が記入又は確認する。）

第１号部分休業の承認の取消しの場合

（第3面）

年度

整理番号	※部分休業の承認の取消しの期間 月　日	※部分休業の承認の取消しの期間 時　間	※請求者の確認	所属長決裁	出勤簿整　理	備　考
1	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで				
2	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで				
3	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで				
4	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで				
5	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで				
6	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで				
7	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで				
8	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで				
9	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで				
10	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで				
11	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで				
12	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで				
13	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで				
14	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで				
15	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで				
16	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで				
17	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで				

（※印の欄は職員が記入又は確認する。）

（第4面）

第2号部分休業の承認の請求の場合

年度

第2号部分休業の時間数　時間　分

整理番号	※部分休業の承認の請求をする期間 月　日	時　間	※請求時間数	※残時間数	※請求月日	※請求者の確認	承認の可否	所属長決裁	出勤簿整理	備　考
1	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで	時間　分	時間　分	月　日					
2	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで	時間　分	時間　分	月　日					
3	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで	時間　分	時間　分	月　日					
4	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで	時間　分	時間　分	月　日					
5	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで	時間　分	時間　分	月　日					
6	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで	時間　分	時間　分	月　日					
7	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで	時間　分	時間　分	月　日					
8	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで	時間　分	時間　分	月　日					
9	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで	時間　分	時間　分	月　日					
10	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで	時間　分	時間　分	月　日					
11	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで	時間　分	時間　分	月　日					
12	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで	時間　分	時間　分	月　日					
13	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで	時間　分	時間　分	月　日					
14	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで	時間　分	時間　分	月　日					
15	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで	時間　分	時間　分	月　日					
16	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで	時間　分	時間　分	月　日					
17	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで	時間　分	時間　分	月　日					
18	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで	時間　分	時間　分	月　日					
19	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで	時間　分	時間　分	月　日					
20	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで	時間　分	時間　分	月　日					
21	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで	時間　分	時間　分	月　日					
22	月　日　から　月　日　まで	時　分　から　時　分　まで	時間　分	時間　分	月　日					

（※印の欄は職員が記入又は確認する。）

附　則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

令和七年九月十六日発行

発行者　岐　阜　県
発行所　岐　阜　県　庁
岐阜市薮田南二丁目一番一号

編　集　岐阜市三輪ぷりんとぴあ十三―一　岐　阜　文　芸　社